

令和7年度 中央市・昭和町障がい者相談支援センター 事業実施計画書

理念

中央市・昭和町における障がいがある方やご家族が、
地域で安心して充実した生活が送れるようにする

基幹相談支援センターの役割

① 総合的・専門的な相談支援の実施		目的				取組み							
	総合的な相談支援	利用者の利便性の向上を図る為、総合相談としての一括化したワンストップ体制の構築				・ 相談支援センターにおいて、様々な障がいに係る相談について初期相談の対応を行います ・ 相談支援センターの職員間で情報共有や連携を図り、どの相談員に相談しても同様の相談支援が受けられる体制を整えます ・ 丁寧な対応を図り、関係機関との連携や引継ぎをしていきます ・ 中央市の重層的支援体制整備事業実施及び昭和町のケア会議実施予定にともなう対応をしていきます							
	専門的な相談支援	社会福祉士や精神保健福祉士等による、専門的支援を多く必要とするケースの対応 相談支援事業所への助言				・ より質の高い相談支援をおこなえるように各種研修会等に参加し質の向上を図ります ・ 医療・保健・福祉・教育等関係機関と連携し、専門的な支援を行います ・ 地域の相談事業所等への助言や指導等のサポートを行います（②項目と共通での実施） ・ 地域生活支援拠点事業におけるコーディネーターの役割を担います							
	方法スケジュール	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	総合的・専門的相談支援（随時提供）												
	地域生活支援拠点事業 普及啓発（随時） & 要請時への対応												
	研修参加												

② 地域の相談支援体制の強化の取り組み		目的				取組み							
	地域の相談支援事業者などに対する専門的指導・助言及び人材育成	困難事例への対応や、相談支援事業所への助言等による後方支援 人材育成の支援による、地域における相談支援の質の向上				・計画相談事業所連絡会と連携し、計画相談事業所が基幹や主任相談支援専門員に相談しやすい体制作りを行うと共に研修会などを実施してスキルアップに努めます ・計画モニタリング評価を実施し計画相談の点検、評価を行い計画相談へのスーパーバイズ等に繋げる ・主任相談支援専門員と連携し、計画相談支援事業所訪問などにより、質の高いサービス提供に繋がります ・計画相談事業所連絡会から地域課題の抽出を行い自立支援協議会への提起を行います ・県実施の研修会への協力及び地域事業所への情報提供を行います ・地域の事業所等に計画相談支援事業に参画してもらうよう働きかけを行います							
	地域の相談機関との連携強化	各関係機関等との連携による、地域における相談支援体制の充実				・地域の相談機関（行政機関、民生児童委員、社協、療育、医療、就労支援、県専門機関等）と連携し、地域で相談支援が必要な障がい者等の把握と早期支援を行います ・個別避難計画作成を推進していくために、市町関係機関と連携し、計画相談事業所の協力支援体制作りを行います ・昨年度協議会で協議された乳幼児期への支援として、幼児教育・保育・教育・保健などの連携についての取り組みについて推進していく。							
	方 法 スケジュール	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	計画相談事業連絡会（ 6 回 ） 計画相談事業所訪問（ 2 回 ）												
	各関係機関との意見交換 4月～6月 & 随時連携												
③ 地域移行・地域定着の促進の取り組み		目的				取組み							
	地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート	地域生活支援体制の整備 地域移行・地域定着の推進				・施設入所者への訪問と現況確認を行い、支援機関と地域移行の検討を行います ・精神科病院と連携し、現状確認及び地域移行希望把握を行い、退院支援に繋がります ・協議会（包括ケア部会）の意見も含め、地域移行・地域定着の推進に繋がります							
	方 法 スケジュール	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		施設入所者訪問（更新時対応） 退院支援（随時） & 精神科病院訪問（7月）											

[illegible]

⑥ 情 報 発 信 に 向 け た 取 り 組 み		目的				取組み							
	情報発信・共有	障がいに関する基幹センターの役割や活動状況についての普及啓発				・市町の広報・HP、各種イベント等を活用して「穂のか」の周知等を行います ・「穂のか通信」を発行して地域の障がいに関する情報や協議会・交流会等を発信します							
方 法 ス ケ ジ ュ ー ル	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
					通信							通信	
	ホームページ更新（随時）												

障がい者相談支援事業の役割													
障がい者相談支援事業に関すること	具体的な内容					取組み							
	・福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） ・社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等） ・社会生活力を高めるための支援 ・権利の擁護のために必要な援助 ・専門機関の紹介 等					・障がい者、その家族、支援者等からのさまざまな相談に対して必要な情報提供ができる体制を整えます ・各関係機関と連携を図りながら、相談内容に応じて適切な専門機関へ繋がります							
	・ピアカウンセリング					・当事者交流会（れんげ会）をボランティア等活用し、年2回実施します。							
	方 法 スケジュール	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			れんげ会（ 6月・12月 ）										